

新宿区教育委員会会議録

平成17年第2回臨時会

平成17年5月24日

新宿区教育委員会

## 平成17年新宿区教育委員会第2回臨時会

日 時 平成17年5月24日(火)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 4時06分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	櫻 井 美紀子	委 員	熊 谷 洋 一
委員長職務代理者	内 藤 頼 誼	委 員	木 島 富士雄
教 育 長	金 子 良 江		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中央図書館長	小 柳 俊 彦
教育政策課長	鴨 川 邦 洋	教育指導課長	木下川 肇
学校運営課長	杉 原 純	教育環境整備課長	木 村 純 一
生涯学習振興課長	赤 羽 憲 子	生涯学習財団 担当 課 長	小野寺 孝 次

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	伊 丹 昌 広
教育政策課管理係	岩 崎 鉄次郎		

## 議事日程

### 議案

- 日程第1 議案第32号 新宿区立幼稚園入園料及び保育料条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第33号 新宿区立総合体育館条例を廃止する条例について
- 日程第3 議案第34号 新宿区立新宿スポーツセンター条例（制定）
- 日程第4 議案第35号 新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例（制定）
- 日程第5 議案第36号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第37号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第38号 新宿区立社会教育会館条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第39号 新宿区立新宿歴史博物館条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第40号 新宿区立林芙美子記念館条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第41号 平成17年度新宿区一般会計補正予算（第1号）について

### 報告

- 1 平成17年度新宿区立小・中学校等児童生徒数について（学校運営課長）
- 2 平成17年度新宿区立幼稚園園児数について（学校運営課長）
- 3 その他

開 会

櫻井委員長 ただいまから、平成17年新宿区教育委員会第2回臨時会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、内藤委員にお願いいたします。

議案第32号 新宿区立幼稚園入園料及び保育料条例の一部を改正する条例について

櫻井委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第32号 新宿区立幼稚園入園料及び保育料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

では、議案第32号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、議案第32号の御説明をしたいと思います。お手元の資料、きょうはかなり膨大なものがございます。条例改正が9本ございますので、かなり膨大なものになっていますが、資料は議事日程のほかに上から条例改正の案文、それから新旧対照表、その前にごめんなさい、議案概要が最初についてございます。本日は主に議案概要に基づいて御説明をしまして、条例案文ではポイントを御説明しまして、後で新旧対照表で確認していただくような説明の方法をとりたいと思います。

それでは、議案第32号について御説明をいたします。

議案の概要の方を御覧いただきたいと思います。

件名でございます。「新宿区立幼稚園入園料及び保育料条例の一部を改正する条例」ということでございます。

これは、新宿区立愛日幼稚園と区立中町保育園の幼保連携に伴う拡充事業として、愛日幼稚園において預かり保育及び給食を実施するために新たな料金を設けるものでございます。預かり保育と申しますのは、希望する園児に対しまして一定の時間保育を行うことによりまして、保護者の子育てを支援していくということでございます。既存の規定の保育料とは別に、預かり時間に応じた預かり保育料を定めるものでございます。教育課程に基づく幼稚園の教育時間は、原則9時から14時になっております。それを超えて、表にございますように、14時から15時、1時間の場合につきましては200円。それから14時から16時につつま

しては200円掛ける2、400円におやつ代100円を含んで500円。14時から17時につきましては3時間ということで、600円におやつ代100円を含んだ700円という考え方でございます。

それから、幼稚園の休業日、土曜、日曜、それから国民の祝日、年末年始を除く三期休業中等における預かり保育料につきましては、9時～14時につきましては1日当たり1,000円というふうに定めます。なお、17時まで延長する場合については、先ほど御説明したような料金を適用するようにするものでございます。

最初に飛ばしました1番の方でございますが、条例そのものの名称も変わります。「新宿区立幼稚園入園料及び保育料条例」を「新宿区立幼稚園入園料、保育料等条例」というふうに改正いたします。

2番目が今御説明したものでございます。

3番目でございますが、希望する在園児に対しまして給食を提供するため、給食費を1日当たり200円というふうに定めます。なお、幼稚園の休業日においても、これについては実施するものでございます。

施行日は本年の9月1日から実施するものでございます。ただ、給食費に係る部分につきましては、給食室の改修が入っておりますので、それが完了した後ということになりますので、来年の1月以降になろうかと思いますが、給食費に係る部分については、6カ月を超えない範囲内で規則で定める日といたします。

経過措置といたしまして、給食費に係る部分の施行日前日までの預かり保育料につきましては、16時までが500円、17時までが700円を、それぞれ400円、600円ということで、おやつ代を引いた額ということで経過措置として規定しております。

条例本文をご覧いただきたいと思います。ちょっとこれではわかりにくいので、その後ろに添付しております新旧対照表がございます。左側が改正後、右側が現行でございます。もともと入園料及び保育料条例につきましては、非常に短いものでございまして、1条と2条だけのものでございます。

1条については、アンダーラインのところは改正箇所でございますが、減額減免について教育委員会から区長に直しております。これは今回の預かり保育に伴う改正とはちょっと関係ございませんで、本来的に、一般的には、委員会が減免を認めるということではなくて、設置した長が認めるというのが一般的な解釈ということで、今回この改正に合わせて、この部分についても改正をいたすものでございます。

それから、2条につきましては、先ほど申し上げました預かり保育料に係る規定でござい

ます。2条の2項については給食費の額を定めております。

従来の2条から3条に変わるということで、附則で9月1日からの施行、それから給食費に係る部分については6カ月を超えない範囲でということで、ここに附則の1号で定めております。

以上でございます。

補足につきましては、学校運営課長の方から資料で御説明いたします。

学校運営課長 先ほど御覧いただいた新旧対照表の次にA4横書きで1枚、「愛日幼稚園と中町保育園の幼保連携に伴う預かり保育料並びに給食費について」というペーパーがございます。こちらで最初に預かり保育料を算出した算定の考え方について御説明申し上げます。

預かり保育を行うために、預かり保育担当の非常勤の幼稚園教諭が1名配属されます。その上で、非常勤の方だけではなく、幼稚園教諭がさらに1人一緒に見るという体制を考えてございますので、この2名に係る人件費を預かり保育利用者数の想定数で除したものを預かり保育料と考えております。こちらを時間単価を算出するために、トータルの人件費が年額1,080万ほどでございますが、そちらを勤務月数、日数、勤務時間等で割ったところ、1時間当たりの2人の単価で7,200円余りと、そういう数字が出てきました。それに対して利用者数は、4・5歳児の定員合計60名を区立幼稚園の平均入園率で掛けて70%と想定して、それを掛け、さらに希望率として、預かり保育をやってほしいという希望率を70%と想定して、さらに掛けましたところ、おおむね30人であろうと。30で割った数字が240円ほどでございますので、100円未満を切り捨てて1時間当たり200円と設定したものが、2番の先ほど御説明いたしました預かり保育料の単価設定でございます。

その次の、2番の給食費でございますが、こちらの算定の考え方は、保育園の調理室で調理する給食を幼稚園の園児にも提供しますので、現実に保育園の賄費材料費がどのくらいかかっているかを算出し、それを実際の日数で割ったところ、現在の保育園給食の材料費は、おやつ代を含めて300円余りという数字が出ました。その300円余りを実際の保育園での賄費材料費の配分傾向を見て設定しましたところ、昼食の方が200円、おやつ代の方が100円というところございましたので、ともにこのような単価設定としたところでございます。

その後に、参考としてモデル試算を書いておりますが、預かり保育と給食を利用した場合の選択肢といえますがバリエーションは、非常に多くのバリエーションが考えられておりますが、実際に保護者アンケートをとった上で平均的な利用の形態を設定しますと、1カ月に12日間預かると。一番長い3時間を預けて、給食とおやつをともに利用した場合は、従来の

基本保育料6,000円のほかに12日分の預かり保育料が8,400円、給食費が2,400円かかって、合計で1カ月1万6,800円ほどになるのではないかと。これが平均というか、標準とは断言できるものではありませんが、これまでの保護者の御意向から察すると、平均的なモデルかなと考えております。

利用に当たりましては、翌月分の預かり保育の利用の希望をあらかじめ申し込んでいただいて、変更は3日前までと今考えております。その上で、実際に御利用になった預かり保育料と給食費については、請求は月末に行い、支払いは翌月に振り込んでいただくと。そういうふうに考えております。

最後に載せておりますのは、類似のほかの事業の状況ですが、新宿区の区立保育園の保育料は、4・5歳児が上限で1万8,000円ほど、延長保育料は、月額ですが1時間の場合は4,000円、2時間の場合は6,000円、3時間の場合は9,000円です。スポット保育の場合は、1時間は400円、2時間、3時間は600円、900円となっております。学童クラブの利用料ですが、延長保育料については、時間単価が200円で、今回の預かり保育料と同じ単価でございます。私立幼稚園の方で行っている預かり保育なんですけど、基本的な保育料が私立はかなり高いんですけど、区内の私立保育園の状況を推計しましたところ、大方預かり保育料は、ちょっと幅があるんですけど、200円から500円の間であろうと考えております。最後に学校給食費の単価ですが、小学校低学年で日額220円というところがございますので、このたびの料金設定に当たりましては、こういうところも十分勘案してございます。

以上、雑駁ですが補足の説明といたします。

櫻井委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞお願いします。

はい、内藤委員、お願いします。

内藤委員 この資料で他事業の状況などを挙げておられますが、これまでの中町保育園の保育料に比べて、この幼保一元化に伴う保護者の負担というのは、この資料だけで見るとふえるように思いますが、その点はどうでしょうか。

櫻井委員長 学校運営課長。

学校運営課長 保育園の保育料は、上限で1万8,000円でございます。さらに所得基準による階層別で、これよりも少ない負担の御家庭もございます。総じて保育園の保育料と比較いたしますと、もしフルに保育園並みに預かり保育を利用いたしますと、かなり高い話になりますが、実際に御利用なさる形態を考えますと、保育園の1カ月分の保育料を超えることは少ないのではないかと想定してございます。また一方では、保育園とのダイレクトな比較

というより、むしろ私立幼稚園で受益者負担といいますか、運営上とっている使用料、預かり保育料というものも勘案しなければならないので、保育園と比較しますと多少割高と思いますが、こういう設定にしました。

内藤委員 中町保育園を利用というか、中町保育園にお子さんを預けていた立場からすると、愛日と一元化した結果、今までよりも高くなるということは避けられないという考え方ですか。

学校運営課長 この預かり保育料が適用になるのは、あくまで愛日幼稚園の園児でございますので、中町保育園に入っている園児の方々については、今回保育料等、一切変更がないわけでございます。

内藤委員 わかりました。そうすると、愛日幼稚園で預かり保育を始めるに当たっての預かり保育料を改めてここに設定したと、そう考えてよろしいわけですね。

櫻井委員長 いかがでしょうか。中町保育園に関しては、何ら変更がないということですね。愛日幼稚園に在園する園児の希望する園児に延長保育及び給食があるということですね。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、木島委員。

木島委員 これは愛日幼稚園と中町保育園とのことですけれども、ほかの幼稚園にこういうような保育園と一緒にしてというような希望というのは、ほかの幼稚園では結構あるんですか、他地区の。

学校運営課長 潜在的な御希望としては、ほかの幼稚園に通わせている保護者の方々にも、預かり保育や保育園との連携についての御希望は、恐らくあるのではないかと思います。幼稚園と保育園とのロケーションの問題や、そういう条件が整っているところが、現在ちょうど愛日幼稚園と中町保育園でございますので、とりあえずはこの2園で連携をし、ほかの幼稚園等につきましては、またできるような環境整備が整いましたら検討に入る考えでございます。

木島委員 これは当然な話、少子化対策の一環でこういうことを進めていこうとするわけですね。そうすると、やはり他地区の方としてもこういうような現実に幾らというような預かり保育、こういう料金が設定されてくると、やはり希望はふえてくると思うんですね。だから、当然こういうような設定が決まると、ほかもふやして欲しいというような希望はふえてくると思うんです。ぜひ、それに対して早急に対策はしてほしいと思うんですね。

櫻井委員長 1つ伺っていいですか。給食を希望するということですが、従来はお弁



当なんですか。

学校運営課長 新宿区の幼稚園では、すべてお弁当でございます。

櫻井委員長 ふえるでしょうね、希望者がふえる。

いかがでしょうか、ほかに。よろしいでしょうか。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第32号 新宿区立幼稚園入園料及び保育料条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 議案第32号は原案のとおり決定いたしました。

議案第33号 新宿区立総合体育館条例を廃止する条例について

議案第34号 新宿区立新宿スポーツセンター条例（制定）

議案第35号 新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例（制定）

櫻井委員長 では、次に、「日程第2 議案第33号 新宿区立総合体育館条例を廃止する条例について」及び「日程第3 議案第34号 新宿区立新宿スポーツセンター条例（制定）」、「日程第4 議案第35号 新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例（制定）」は関係する議案ですので一括して議題とし、1件ずつ採決をするということによろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 よろしいですね。

それでは、「日程第2 議案第33号 新宿区立総合体育館条例を廃止する条例について」及び「日程第3 議案第34号 新宿区立新宿スポーツセンター条例（制定）」及び「日程第4 議案第35号 新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例（制定）」を一括して議題といたします。

では、議案第33号から議案第35号の説明を、教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、議案第33号から順次35号まで御説明をいたします。

この新宿区総合体育館につきましては、現行の1号館、2号館というのがございます。1号館については愛称名として新宿スポーツセンター、それから2号館につきましては新宿コズミックセンターというふうに使われていますが、今回新たに条例を制定するに当たって、正式名称として条例の名称にもなるものがございます。

それでは、まず33号議案でございますが、この廃止する条例ということで、1枚かがみをめくっていただきますと、そこに条例が書いてあります。条例の廃止については、大体この

ようなパターンで提案いたします。

表に戻っていただきまして、提案理由でございますが、新宿区立総合体育館を、健康と体力の増進及び区民生活の向上を図るスポーツ施設と、区民とともに新宿区の生涯学習・スポーツに関する活動の推進を図る生涯学習施設に再構築するため、新宿区立総合体育館条例を廃止するものでございます。

この条例を廃止いたしまして、2本の34号、35号の条例を制定するものでございますが、まず「議案第34号 新宿区立スポーツセンター条例の制定」でございます。

先ほどの議案概要を御覧いただきたいと思います。1枚めくっていただきまして、「第34号議案 新宿区立スポーツセンター条例の制定」でございます。概要の方をちょっと読ませていただきます。

区民のスポーツ活動及びレクリエーション活動を推進し、健康と体力の増進及び区民生活の向上を図るため、新宿区立新宿スポーツセンターを設置し、あわせて地方自治法第244条の2第3項及び第8項の規定に基づき、その管理を指定管理者に行わせるとともに利用料金制を導入するほか、新たに区の施設としては初めてになりますが、駐車場の利用についても定めるものでございます。現行の総合体育館1号館の部分でございます。

地方自治法第244条の2第3項の規定の中身でございますが、これは公の施設の管理を指定管理者に行わせることができる旨の規定でございます。それから、第8項の規定でございますが、これは指定管理者の管理する公の施設の利用に係る料金、通常「利用料金」と言っておりますが、これを当該指定管理者の収入として収受させることができる旨の規定でございます。

主な改正内容でございますが、後でちょっと見ていただきますが、(1)は指定管理者に係るものがほとんどでございますが、このスポーツセンターについては公募をいたしますので、公募を旨とする選定方法、それから管理業務の範囲、管理の基準、協定事項等指定管理者の指定に関する事項について規定するものでございます。

もう1点、大きくは大体育室等の利用に係る利用料金につきましては、現行の総合体育館1号館の使用料の額の平均時間単価に延長した新条例の利用時間を乗じた額を、それから駐車場の利用に係る利用料金につきましては、1時間当たり300円をそれぞれ上限といたしまして、指定管理者が区の承認を受けて定めるものでございます。

先ほど平均時間単価に延長した新条例の利用時間と申し上げましたが、現行、総合体育館につきましては、午前9時から午後9時までの利用時間になっておりますが、これを午前9

時から午後10時までに1時間延長して、13時間というふうに今回改めるものでございます。

それから、施行日につきましては、平成18年4月1日ということで、その前段で準備行為と申しますか、施行日まで指定管理者の選定等さまざまな手続きがございます。これを附則で準備行為ができるというふうな、施行日前においてもできる旨の規定を附則の方で定めております。

それから、経過措置といたしまして、4月から6月分の使用につきましては、通常3カ月前から受け付けておりますので、旧条例による使用が発生いたします。その部分につきましては、従前の後段の方になりますが、現行の総合体育館1号館の使用料の額と同じ額とするということで、施行日から6月30日までの間の時間は現行と同じものになります。したがって、新しい料金については7月1日以降の利用について適用するものでございます。

これが概要でございますが、条例の方、本文の方をちょっと見ていただきたいと思います。

新しい条例ということもございまして、新旧対照表がございません。新たにこういうふうな設定しました。これ以降、コスミックセンター以降、新宿スポーツセンター条例ということでほかの36号以下の議案についても大体同じようなつくりになっております。このスポーツセンターについては、繰り返しになりますが、ほかの社会教育施設、今回御提案いたしますコスミックセンターも含めまして、公募によらない選定の方法をいたしますが、ここだけは公募による選定ということで、この部分がほかとは違ってありますが、その他についてはほとんど同じでございます。

第1条については、設置目的等について定めております。2条につきましては位置です。それから、3条についてはどういった事業をやるのか、4号ということでここにお示しております。第4条以降が指定管理者に関する規定でございます。第4条は指定管理者そのものを行わせるということ、第5条についてはその指定管理者の管理業務を定めております。

めくっていただきまして、第6条は公募及び申請を定めております。ここににつきましては、先ほど申し上げましたとおり、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募するというふうな規定しております。それから、7条は選定の方法及び基準ということで、ここに選定の方法と基準を1号から5号まで定めております。8条は選定結果の通知でございます。それから、9条は再度の選定ということでございます。10条については指定管理者の指定ということで、議会の議決を経た後に行うという規定でございます。11条は指定等の公告ということで、指定した場合の公告を定めております。それから、12条につきましては協定の締結ということで、新宿区と指定管理者の指定を受けた団体が、以下の内容で協定を締結するとい

う内容でございます。

それから、次にいきまして、13条は指定管理者が事業報告書の作成及び提出ということで、その中身について規定しております。それから、14条については、管理業務の報告の聴取等ができる旨の規定をしております。15条は幾つか事由を示しながら指定の取り消し、あるいは停止ですね、そういったものを行う旨の規定でございます。それから、16条は開館時間を定めておりますが、従前の総合体育館条例では開館時間につきましては規則に委任しておりましたが、総務省の指示もございまして、ここに開館時間というふうに条例事項としております。ここににつきましては、8時45分から午後10時15分までということで、利用時間については9時から10時まででございますが、前後の準備時間を15分、あるいは片付けの時間を15分ずつとっているところでございます。

それから、17条は休館の規定でございます。18条は利用区分ということで、貸切利用と個人利用があるということで、その旨規定しております。それから、19条については団体登録の規定でございます。20条は利用の承認等で、利用の不承認が21条でございます。それから承認の取消しが22条。23条については、利用権の譲渡等についての禁止規定でございます。それから、24条は設備の変更禁止で、これは利用者に係る規定でございます。それから、利用料金の納入について25条で定めております。利用料金の決定については26条、27条では利用料金の減免を定めております。それから返還が28条、29条が原状回復義務ということで、30条については損害賠償の義務、31条については規則への委任を定めております。

附則といたしまして、先ほど御説明した施行日ですが、2につきましては準備行為を定めております。それから、3については経過措置を定めております。4についても同じでございます。第5の方につきましては新しい利用料金について、平成18年7月1日以降の利用に対して適用する新しい料金表が出ております。いずれも、この料金を上限として指定管理者が定めるということになっております。ごめんなさい、この表につきましては、7月1日以前の利用料金ですね、現行の料金を書いております。

それから、次のページでございます。別表の方に料金表が出ておりますが、これが7月1日以降から適用になる新料金でございます。指定管理者が委員会の承認を経まして、これを上限に料金を定めるというものでございます。参考としまして、先ほど御説明しました利用時間を9時から10時まで、それから駐車場の利用時間についても、準備、後片付けの時間を含んだ8時45分から10時15分というような形で、ここでお示ししております。

それでは、引き続きまして、次の35号議案に移らせていただきます。新宿区立新宿コズミ

ックスポーツセンター条例の制定の方でございます。

それでは、また概要の方にちょっと戻っていただきまして、35号議案の新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例の制定ですが、これについて御説明をしていきたいと思っております。基本的には、先ほどのスポーツセンターの新条例と同じつくりになっておりますが、相違点につきましては、中で御説明をしていきたいと思っております。

ちょっと読み上げさせていただきます。

区民に生涯学習・スポーツの場を提供するとともに、生涯学習・スポーツに関する活動団体を育成し、支援することにより、区民とともに新宿区の生涯学習の振興を図るため、新宿区立新宿コズミックスポーツセンターを設置し、あわせて地方自治法第244条の2第3項及び第8項の規定に基づき、その管理を指定管理者に行わせるとともに利用料金制を導入するほか、新たに多目的広場、多目的室、駐車場の利用について定めるものでございます。

主な改正内容につきましては、1点目はほぼ同じでございます。ただ、ここには公募によらない選定ということになります。それから、2つ目は大体育室等の利用に係る利用料金は、先ほどのスポーツセンターと同じように総合体育館2号館、現行の2号館の使用料の額の平均時間単価に延長した新条例の利用時間を乗じた額を、多目的広場、多目的室、駐車場の利用に係る利用料金については次の表に定める額を、それぞれ上限として指定管理者が区の承認を受けて定めるというふうになっております。

その中で、ここで表を掲出しておりますが、多目的室というのは、現行コズミックセンター2階の財団事務室を改修いたしまして、新たに多目的室として貸し出す施設でございます。貸切利用の金額が1日当たり1万8,200円、それから個人利用が1日当たり1,400円、中学生が350円と。それから多目的広場につきましては、現行の地下1階の子供運動広場をちょっと整備をいたしまして、多目的広場として提供するものでございます。貸切利用につきましては1日当たり1万9,300円です。個人利用につきましては1,400円で、中学生以下が350円。駐車場料金については、1時間当たり300円というふうに上限額を定めさせていただいております。

施行日につきましては、平成18年4月1日。準備行為については、同じでございます。経過措置につきましては、指定管理者が定める利用料金につきましては、平成18年7月1日以降の利用について適用にしまして、施行日から6月30日までの間に係る利用料金につきましては、現行の総合体育館2号館の使用料の額と同じ額とするということで、これも先ほどのスポーツセンターと同じでございます。

それでは、コズミックスポーツセンターの条例の本文の方をちょっと御覧いただきたいと  
思います。ほとんど同じでございますが、第1条のところは設置のところ、目的も含んだ書  
き振りになっておりますが、若干変わっております。1条だけ読ませていただきますと、区  
民に生涯学習・スポーツの場を提供するとともに、生涯学習・スポーツに関する活動団体を  
育成し、支援することにより、区民とともに新宿区の生涯学習の振興を図るため、新宿区立  
新宿コズミックスポーツセンターを設置するというので、生涯学習にウエートを置いた書  
き振りをしております。

2条以下はほとんど同じでございますが、ちょっと省略をさせていただきますと、次のペ  
ージ7条でございます。7条の2項一番下の行でございますが、前条及び前項の規定にかか  
わらず、委員会が特に必要と認めるときは指定管理者となるべき団体を公募の方法によら  
ないで選定することができるということで、このコズミックスポーツセンターにつきましては、  
公募によらない選定を予定しております。対象は、生涯学習財団というふうに考えておりま  
す。それ以外につきましては、前回といたしますか、前の議案で御説明しました条例の作り  
とほぼ同じようになっております。

それと、最後の方をちょっと御覧いただきたいんですが、一番最後でございます。一番最  
後の下段の方で別表26条関係で、ここに新しい利用料金が、指定管理者がこの上限をもって、  
区の承認を受けて定めるものでございます。

提案理由でございますが、ほぼ条文の1条に書いてございますように、区民に生涯学習・  
スポーツの場を提供するとともに、生涯学習・スポーツに関する活動団体を育成し、支援す  
ることにより、区民とともに新宿区の生涯学習の振興を図るため、新宿区立新宿コズミック  
スポーツセンターを設置する。また、その管理を指定管理者に行わせ、あわせて利用料金制  
度を導入するほか、新たに多目的広場、多目的室、駐車場の利用について定める必要がある  
ためでございます。

以上でございます。

櫻井委員長 では、「議案第33号 新宿区立総合体育館条例を廃止する条例について」をま  
ず伺いたいと思います。御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

廃止の方をまず、いいですか。

ばかなことを伺っていいでしょうか。これは、廃止するのは新宿区立総合体育館条例だけ  
で、コズミックセンターのは廃止は要らないんですか。

教育政策課長。

教育政策課長 私の説明不足で、大変申しわけございません。新宿区立総合体育館につきましては1号館と2号館というのがございまして、一緒の条例で今規定しております。その1号館は、先ほどもちょっと申し上げました、愛称として新宿スポーツセンターというふうに言っております。それから2号館につきましては、コスミックスポーツセンターというふうな今愛称で言っているわけですが、これを、それぞれ別の指定管理者に管理させるということになりますので、条例自体は2本になりますので、この1号館と2号館、旧体育館総合条例につきましては1本だったんですが、これを2つの条例でそれぞれの指定管理者に管理を行わせると、そういうつくりになってございます。

大変説明不足で申しわけございませんでした。

櫻井委員長 廃止は総括して両方の分なんですね。条例が2本立てになるという。

教育政策課長 そうでございます。

櫻井委員長 わかりました。すみませんでした。

では、廃止ですからよろしいでしょうか。

それでは、「議案第33号 新宿区立総合体育館条例を廃止する条例について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第33号は原案のとおり決定いたしました。

次に、「議案第34号 新宿区立新宿スポーツセンター条例（制定）」について、御意見、御質問を伺います。どうぞお願いします。

これは、管理委託を公募とする分ですね。いかがでしょう。

特によろしいでしょうか。

木島委員、ランプがついていますが発言の準備があるんですか。違いますか。

木島委員 いいえ、これは消し忘れたんです。

櫻井委員長 何かございませんか。

どうぞ、内藤委員。

内藤委員 利用料金なんですけれども、どちらも別表というか附則の中の表で、貸切利用料金については、時間分け、区分けしてかなり詳しく載っておりますが、個人利用の金額、中学生以下は1日当たり350円でそれほど問題ないと思いますが、一般は1,400円、1日当たり1,400円とのみ記してありますが、これは中の条例で読むと、時間当たりの料金を乗じた額

とか、平均単価を乗じた額というようなことが出ていますが、これは1時間当たりとかそういう刻みで個人利用の金額は表示できないんですか。つまり個人というのは、1日当たり、例えば、プールに一般用2,600円を払って丸1日入っているという人は余りいないと思うんですけれども。

櫻井委員長 いかがでしょう。

生涯学習振興課長 全日を1,400円としておりますが、これは全日の上限でございます、指定管理者がどのような提案を持ってくるかわかりませんが、新たな区分をもって、新たな料金体系を提案してくることを想定して13時間で1,400円という上限を規定したものでございます。

内藤委員 つまり今のところ、例えば最小単位を2時間にして、その2時間につき幾らという金額はまだ決まっていないと、そういう意味ですか。これが1日当たりの最上限という意味ですか。

生涯学習振興課長 はい、おっしゃるとおりです。

内藤委員 現状では、そういうことであれば了承しますけれども、貸切利用は団体がやるのでね、貸切利用料金などというのは団体の窓口当たる人が理解すればいいんだけど、一般利用というのは個人個人ですから、駐車場に関してのみ1時間当たり300円というのが明示されていますが、一般利用の料金の明示、それから利用者、区民全体に対して周知徹底するということは、これは速やかに料金が決定次第やっていただかないと、1日当たりの上限金額のみ示したのでは、一般の利用の方々は実際には困ってしまいますね。そのところを早急に、管理者の決定次第、それを受けて妥当な金額を、現状でも表示していると思いますが、その表示をしてください。これは上限ということでした承します。

櫻井委員長 要するに、今のままですと例えば丸々1日いても1,400円、1時間いても1,400円ということ、そういう理解はするということですね。

内藤委員 これは上限だから、1時間に1人1,400円という料金設定は、それはあり得ないと思いますが、いずれにせよ、これだと上限だけの表示だから、今委員長がおっしゃったように、そういうこともあり得るのではないかと。

櫻井委員長 理解しちゃう人もいないかと。

内藤委員 あり得るではないかということですね。つまり、このままではやっぱり説明が足りない。

生涯学習振興課長 御懸念のとおりだと思いますので、指定管理者が決まり、協定の内容が確



定してまいりましたら、早急に区民の方には周知させていただきたいと思います。

櫻井委員長 お願いします。

ほかに何かございませんか。34号に関してです。よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がございませんようでしたら、「議案第34号 新宿区立新宿スポーツセンター条例（制定）」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第34号は原案のとおり決定いたしました。

次に、「議案第35号 新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例（制定）」について、御意見、御質問を伺います。どうぞお願いします。

木島委員、どうぞ。

木島委員 ちょっと私もそこを利用したことがないのでお聞きしたいんですけども、まあ水泳にパンツを持ってこないということはないんでしょうけれども、例えば、弓道場がありますね。洋弓道場もあるんでしょうし、和弓道場もあるんでしょう。こういう使用料だけであって、これは向こうにいわゆる弓とか矢とかそういうものを貸す設備というんですかね、そういう料金というのはまた別設定なんでしょうか。それとも、そういう団体が使うから当然持ってくるだろうというのが前提でしょうか。

櫻井委員長 生涯学習振興課長。

生涯学習振興課長 種目、また用具によりまして、備えがあるものもございますし、ないものもございます。あるものについては、附帯設備利用料ということで徴収するということもございます。なお、附帯設備に関しましては、1日当たり3万円を上限とするということで決めてございます。

木島委員 はい、わかりました。

櫻井委員長 ほかにいかがでしょう。

すみません、これもちょっとよくわからないんですが、概要のところ書いてあります多目的広場の料金なんですけれども、貸切ですと1日当たり1万9,300円で、個人利用ですと一般は1,400円で、例えば個人が1日借りると1,400円。どういうふうに解釈すればいいんですか。

振興課長、お願いします。

生涯学習振興課長 貸切利用の予定のある場合には、個人で利用することはできませんけれども、そうでない予定のときには個人で利用できると。その時にはその人が占有するという

ことではなくて、利用していかれるということで、これも1日の上限ということですから、また新たな料金体系の中で、もう少し細かく決めることができると思います。

櫻井委員長 はい、わかりました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第35号 新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例（制定）」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第35号は原案のとおり決定いたしました。

議案第36号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例の一部を改正する条例について

櫻井委員長 次に、「日程第5 議案第36号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

では、議案第36号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、「議案第36号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例の一部を改正する条例について」を御説明をいたします。

この議案以降、40号議案までについては一部改正ということになります。それで、これ以降、新旧対照表をつけておりますので、それについても御説明をしてみたいと思います。

それでは、まず概要の方を御覧いただきたいと思います。

新宿区立大久保スポーツプラザ条例の一部を改正する条例、前段、概要の方の見出しは、先ほどの地方自治法の規定に基づきまして、新宿区立スポーツプラザの管理を指定管理者に行わせるとともに、利用料金制を導入するものでございます。

主な改正点につきましては、先ほどと変わっておりません。ここにつきましても、生涯学習財団に指定管理者ということで管理移行する予定でございます。利用料金についても、先ほどの考え方と同じで、指定管理者が区の承認を受けて定めるものでございます。施行日につきましても同じでございます。準備行為についても同じでございます。

経過措置の中で、(2)の指定管理者が定める利用料金(庭球場)につきましては、1枚めくっていただきまして、平成18年6月1日以降の利用について適用し、施行日から同年5月31日までの間の利用に係る利用料金については、現行の使用料の額と同じ額とするということで、これにつきましては、2カ月前の申し込みということで、経過措置が若干違ってお

ります。屋内施設と庭球場と、経過措置について分けた規定をしております。

それでは、条例の方をちょっと御覧いただきたいんですが、これは一部改正でございますが、ほとんど改正になっております。わかりやすいところでは、新旧対照表を何枚かめくって御覧いただきたいと思います。左側が改正で右側が現行でございます。設置のところですが、目的も含めまして、1条につきましては、御覧になってわかりますように、「区民に生涯学習・スポーツ及び相互交流の場を提供するとともに、生涯学習・スポーツに関する活動団体を育成し、支援することにより」と、それから「区民とともに新宿区の生涯学習の振興を図るため」ということで、生涯学習団体との協働あるいは支援ということを強調した設置に1条という条項になっております。

それ以外のつくりにつきましては、先ほどのコズミックセンターとほぼ変わっておりません。ほとんど削除、現行については2条から11条まで削除で、1枚めくっていただきますと、2条から位置、事業と、先ほどのコズミックセンターとほぼ変わっておりません。例えば7条につきましては、その次のところがございますが、2項で、前条及び前項の規定にかかわらず、委員会が特に必要と認めるときは、指定管理者となるべき団体を公募の方法によらないで選定することができるということで、委員会としましては、生涯学習財団の方に指定管理者となるということで考えております。それ以降、次のページの16条ぐらいまでにつきましては、指定管理者の手續等について規定をしております。16条が開館時間ということで、これはスポーツセンターあるいはコズミックセンターと同じでございます。あとは、同じような規定が続きますが、26条については利用料金を別表で定める額を上限としてということで、その別表につきましては、右側のページ、附則第6の方で規定しております。この平成18年7月1日以降の利用料金に対しては、以下の表で定めるものを上限として、料金を定めることとなります。それが次のページまでできております。

失礼いたしました。今の第6のところは、6月までの経過措置の利用料金で、その裏面の別表、施設利用料（第26条関係）というその下の表が、平成18年7月1日以降の新料金の上限がここに設定しております。大変失礼いたしました。

以上、雑駁ですが御説明申し上げました。

櫻井委員長 生涯学習振興課長。

生涯学習振興課長 先ほどの木島委員の御質問の答弁が正確でなかったところがございますので、訂正させていただきます。

御指摘の弓の矢あるいは防具、水泳パンツ等は、御自分で用意してこられるものという前

提で、有料貸し出しの対象とはしておりません。また、バレーボールのネットやボール、卓球台等は、当然利用できるものとして備えてございまして、附帯設備等でもございません。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。

それでは、議案第36号に関しては、いかがでしょうか。何かございませんか。

一部というのが大分長いようですけれども、よろしいですか。

特に御意見、御質問がなければ、「議案第36号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第36号は原案のとおり決定いたしました。

議案第37号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例について

櫻井委員長 次に、「日程第6 議案第37号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

では、議案第37号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、「議案第37号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

この区立公園内体育施設の体育施設といいますのは、この条例の本文の最後の方に別表で出ております。別表1と2でございますが、別表1です。こういった施設に関する条例でございます。

それでは、概要の方の4ページでございます。概要の方は、地方自治法の規定に基づき、新宿区立公園内体育施設、西戸山公園野球場ほかの管理を指定管理者に行わせるとともに、利用料金制を導入するものでございます。

主な改正内容についても、前36号あるいは35、34号議案ですか、それとほぼ変わっておりません。利用料金につきましては、現行の使用料の額を上限といたしまして、指定管理者が区の承認を受けて定めるものとしております。施行日は、ほかの施設と同じでございます。準備行為についても同じでございます。経過措置といたしまして、指定管理者が定める利用料金につきましては、平成18年6月1日以降の利用について適用し、施行日から同年5月31日までの間の利用に係る利用料金については、現行の使用料の額と同じ額といたすものでござ

ざいます。

条例本文の方でございますが、先ほどの大久保スポーツプラザ、それとほぼ変わっておりません。

新旧対照表を御覧いただきたいと思います。ここも先ほど御説明いたしましたが、左側が改正、右側が現行でございます。第1条のところですが、若干修正をしております。この条例は、新宿区立公園条例第2条第3号及び新宿区立妙正寺川公園条例第2条の2に基づき、新宿区教育委員会が管理する公園内体育施設の管理運営について、必要な事項を定めるものとするということでございます。それでほとんどが、1枚目は削除でございます。2枚目になりまして3条以降、事業、それから指定管理者による管理、管理業務の中身と、それから次にいきまして、大体15条までは指定管理者の手續等の関係を規定しております。16条は開場時間ということで、別表で定めております。以下、休場日、団体登録等の規定がありまして、19条からは利用承認。以下、利用に関する規定と、それから22条は先ほどの利用権の譲渡の禁止、24条は利用料金の納入ということで、30条の委任まで本文で規定しております。

そのほかにつきましてもほぼ同じで、一番最後から2枚目のページから経過措置のときの利用料金、これは4項ですね、第4の方です。それから5につきましては、経過措置期間までの開場時間、別表第2の規定にかかわらず、次の表のとおりにすることで、それぞれの施設ごとの開場時間を書いております。それが次のページまで出ておりまして、別表第1につきましては、位置の別表でございます。それぞれの位置を表で示しております。その次も同じものでございます。それから、別表第3関係は休場日、第4関係は25条関係で、料金でございます。

以上、雑駁ですが御説明申し上げました。

櫻井委員長 説明が終わりました。御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

はい、内藤委員、お願いします。

内藤委員 すみません、ちょっと説明で聞き落としだと思いますが、この管理者も公募によらないという、どこが当たるんですか。

櫻井委員長 生涯学習振興課長。

生涯学習振興課長 公募によらず、生涯学習財団を指定する予定でございます。

櫻井委員長 いかがでしょう。

はい、内藤委員、お願いします。

内藤委員 これは条例に関する質問というよりも、参考までに伺っておきたいんですけども、

区立公園全体の管理、それから公園内体育施設の管理運営ですね、これは担当はどういうふうになっているんですか。

櫻井委員長 生涯学習振興課長。

生涯学習振興課長 都立公園の全体の管理は、東京都の公園事務でございます。区立公園ですか。

内藤委員 はい、区立公園ですね。

生涯学習振興課長 失礼いたしました。道とみどりの課の方で所管いたしております。

内藤委員 いや、つまりここに出ているように、区立西戸山公園、区立落合中央公園等々の新宿区立の公園がありますね。この公園の管理運営とそれから体育施設の管理運営とは、担当は分かっているのか、まあ分かっているんじゃないかと思いますが、その場合どういう担当になっているかということです。

生涯学習振興課長 失礼いたしました。先ほど道と緑の課の所管と申し上げましたが、公園は土木課の所管でございます。そして、この体育施設の部分の管理運営について、教育委員会が行うという仕組みになっております。

櫻井委員長 そうすると、公園の管理運営と体育施設の管理運営が、所轄が違うということによろしいですね。

生涯学習振興課長 おっしゃるとおりです。補足いたしますと、新宿区立公園条例の第2条3項に、教育委員会が管理する体育施設について必要な事項は別に定めるとなっております。

櫻井委員長 わかりました。いかがでしょうか。

はい、熊谷委員、お願いします。

熊谷委員 参考までにお聞きしたいんですけども、特に条例改正に絡むとは思えないんですが、この体育施設の野球場で有料と無料のものがありますね。基本的には、区民の立場からすればできるだけ安い方がいいと思うんですが、これは有料と無料の差というのは、施設の何か整備ぐあいなんでしょうか。あるいは狭さなんでしょうか。なんで有料か無料があるんでしょうか。それを、ちょっとお聞かせください。

櫻井委員長 生涯学習振興課長。

生涯学習振興課長 西落合公園少年野球場などは無料になっているかと思うんですけども、それは、やはり普通の野球ができるような広さがないということです。

熊谷委員 野球場と言わない方がいいよね。妙正寺川もそうですか。狭いんですか、妙正寺川は。

生涯学習振興課長 妙正寺については、ちょっとお待ちください。

西落合少年野球場は今申し上げた事情なんですけれども、少年野球については、まあ何とか耐えられる範囲であるということで、これについては料金をいただかずに少年の野球練習に使っていただいている状況です。

妙正寺公園の方ですけれども、これは中野区との協定でもって無料ということになっております。

熊谷委員 わかりました。あと、この料金というのは、区民の利用と区民外とでは違いがあるんですか、ないんですか。これは、別途規則で何か定まっているんですか。

生涯学習振興課長 区民以外の方も利用が可能ということに今回いたしますけれども、利用料金には差をつけません。ただ、申し込みできる時期というのが、区民の方が先行的に申し込みできます。

熊谷委員 優先と。

生涯学習振興課長 ええ、そうです。

櫻井委員長 優先するときには、何か証明のようなものがあるんですか。

生涯学習振興課長 団体登録の際に、住所を証明できるものをお示しいただくというルールでございます。

櫻井委員長 わかりました。

ほかにございませんでしょうか。

ないようでしたら、「議案第37号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第37号は原案のとおり決定いたしました。

議案第38号 新宿区立社会教育会館条例の一部を改正する条例について

櫻井委員長 次に、「日程第7 議案第38号 新宿区立社会教育会館条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

では、議案第38号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 では、「議案第38号 新宿区立社会教育会館条例の一部を改正する条例について」を御説明いたします。

概要のNo.4、4ページになりますが、ここで簡単に御説明いたします。

地方自治法の規定に基づきまして、この社会教育会館につきましても指定管理者に行わせるということで、あわせて利用料金制を導入するわけですが、ここも生涯学習財団の方に指定管理を委託する予定でございます。

主な改正内容につきましては、先ほど来の条例案と同じで、指定管理者の選定方法等について規定しておりまして、利用料金につきましては現行の使用料の額を上限といたしまして、指定管理者が区の承認を受けて定めるというふうにしております。施行日、準備行為等については同じでございます。利用料金につきましては、平成18年4月1日以降の利用について適用し、6月30日までの間の利用に係る利用料金については、現行の使用料の額と同じ額とするものでございます。

条例案がございますが、ちょっと飛ばしていただきましてすみません、条例案の最後の方に別表で社会教育会館の施設の1日当たりの上限金額、現行の料金に基づいて算出した上限額をここに示しております。御覧のとおり8館の社会教育会館でございます。

それから、その次2枚めくっていただきますと、新旧対照表がございます。御覧のとおり、ほとんど全文改正に近いのでございますが、1条から3条までについては、一部修正という形で修正をしております。それから、次のページ4条以降については、指定管理者の管理が同じように第15条まで続いております。開館時間は、そこに16条で規定をしております。それ以降、ほぼ同じような形で利用承認について、その利用者の責務等について規定しているところでございます。

以上、大変雑駁でございますが、説明をいたしました。

櫻井委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。いかがでしょうか。

どうぞ、木島委員。

木島委員 基本的なことで申しわけないんですけども、こういう社会教育会館の場所というのが、はっきり言うと、余り知られていないんじゃないかなという気はするんですよ。それで、区報だとかそういうものに時々繰り返し、こういうところに教育会館がありますから御利用くださいというようなことはしているんでしょうか。

生涯学習振興課長 現在、生涯学習財団に管理運営を委託しておりまして、この関係の区民周知については、基本的に「Oh!レガス」という財団の広報紙の方が担っているところでございます。

木島委員 それはいいんですけども、実際に利用率はどうなんですか。

生涯学習振興課長 今50%前後という、平均しますとそのようになっております。しかしな



がら、非常に人気の高い部屋ですね、レクリエーションホールのような部屋は、70%を超えているところも多くございます。全体の利用率を上げるというような意味でも、利用対象の拡大を今回図っているところです。

木島委員 やっぱり、できれば若い世代が大いに使ってもらいたいわけですから、生涯学習団体の方にもう少し、どこにあって、どういう目的で、こういうのがありますよというのは、大いにこの際アピールしてもらいたいんですね。地区の人がどこにあるか大体わからないのが普通だろうと思うんですね。ということなんです。

櫻井委員長 利用する方が限られちゃう場合もありますね。

木島委員 そうですね。

内藤委員 利用率が高くてもね、同じ人や団体がずっと使っているという場合があるから、やはり、その生涯学習財団なり何なりのホームページの活用とかね、そういう会館の写真なんかを載せて、簡単な地図をつけて、こういうところにこういう施設がありますということは、PRされたらいいんじゃないでしょうかね。

ほかの議案もそうなんだけれども、これから後の議案でも同じように言えることなんですが、要するに指定管理者を置くということが、この一連の議案の主な改正点ですよ。だから、指定管理者を置くということのメリットというのは何かということ、もう少し追及して考えないと。だから今言ったような、今まさに議論に出たような、こういったせっかくの区民の税金で建てた設備が十分に利用されないということであれば、こういうことは全く指定管理者が腕を振るって、改革していってもらわなければ困ると思うんですが、その点いかがですか。

生涯学習振興課長 おっしゃるとおりだと思っております。指定管理者導入の目的は、サービスの拡大、そして効率的な運用ということですから、どちらの意味におきましても、区民の利便を向上させていくということが必要だというふうに考えております。

今回、社会教育会館に関しましては、従来、団体利用だけを認めてきたものですが、個人でも利用できますし、また区民以外の構成による人たち、グループの利用も認めるというふうに拡大を図っております。そうした内容的な拡大の周知も必要ですので、指定管理者に指定された場合、この場合財団ですけれども、十分に連絡をとって措置してまいりたいと思います。

櫻井委員長 指定管理者に委託するということによって何か規制緩和されるとか、従来より何か枠が広がるとか、そういうメリットはあるんですか、どこかに。

生涯学習振興課長 メリットが生まれるような協定の内容にしていきたいと考えておりますけれども、この社会教育会館につきましては、指定の期間を2年としております。それは、あり方をこの間に検討するということがございますので、利用対象の拡大ということは今回いたしませんけれども、ほぼ現状の枠組みということで、この2年間は推移するというふうに、基本的にはそのように考えております。

櫻井委員長 わかりました。何か1つでもプラスになるといいと思いますけれども。

ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ、熊谷委員。

熊谷委員 この新旧対照表なんですけど、現行の方の5条のところの2行目に、別表第2に定める使用料と書いてあるんですけども、これの別表を見ますと、現行の方に別表1はあるんですけども、別表2が抜けているんですけども、これはどういうことなんですか。

現行は右の欄ですよ。そこに別表1は入っているんですけども、別表2がないものですから。改正後の、いわゆる基本的には今回の大きなのは、料金を一応ここでその上限を定めるということがあるんですけども、その適正かどうかがちょっと判断できないものですから、別表2がなぜないのかちょっとわからないんです。私のだけ抜けているのかな。

櫻井委員長 いえいえ、あります。

生涯学習振興課長 現行の方に別表2が欠落しているという御指摘は、そのとおりかと思えます。ただ、内容的に別表2の内容は、新条例の方の附則の4についている表そのものでございます。

熊谷委員 全然変わりがないということですか。同じものですか。

生涯学習振興課長 これは4月1日から6月30日まで利用する表ということで。

ですけれども、今のところこちらとしては変更せずに、7月1日以降もこの表のとりの料金を適用したいというふうに考えておりますが、そのことにつきましては、指定管理者となる財団と十分相談していきたくと思っています。

熊谷委員 わかりました。欠落はしているのね。はい、わかりました。

櫻井委員長 非を認めさせたところで、よいですか。

あとはございませんですか。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第38号 新宿区立社会教育会館条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第38号は原案のとおり決定いたしました。

議案第39号 新宿区立新宿歴史博物館条例の一部を改正する条例について

櫻井委員長 次に、「日程第8 議案第39号 新宿区立新宿歴史博物館条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

では、議案第39号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 それでは、「議案第39号 新宿区立新宿歴史博物館条例の一部を改正する条例について」を御説明いたします。

議案概要の方を御覧いただきたいと思います。

地方自治法の規定に基づき、指定管理者に行わせるというところと、それから利用料金制も前の議案とほぼ同じでございます。ただ、ここでは歴史博物館の講堂とそれから附帯設備、これは映写機でございますが、その利用について利用料金を制定しながら利用について新たに定めております。

主な改正内容についての1点目は、ほぼこれも生涯学習財団の方に指定管理者として委託を指定する予定でございます。ここは変わっておりません。2のところの展示室の観覧に係る利用料金は現行の使用料の額を、それから講堂及び附帯設備、今申し上げました映写機の利用に係る利用料金につきましては下の表に定める額を、それぞれ上限として指定管理者が区の承認を受けて定めることとしております。講堂につきましては、1日当たり9,000円、附帯設備、映写機につきましては、1日当たり4,000円ということで利用していただく予定でございます。施行日は平成18年4月1日ということで、準備行為についても同じでございます。ただ、これは新たにいたしますので、経過措置はございませんで、4月1日以降からの適用ということになります。

条例案を2枚をめくっていただきまして3枚目、利用の承認19条のところは講堂と附帯設備の利用について定めております。それから、1枚めくっていただいて24条、右側のページでございますが、ここでは講堂に関する利用料金の納入について定めております。次のページの別表第2のところ、25条関係の利用料金がここに記載されてございます。附則のところはさっき言いましたように、4月1日からの施行と準備行為だけの規定ということになっております。

次のページ以降が、現行法が右側の新旧対照表でございますが、御覧のとおり、1条の設置はそのままでございます。2条以降につきましては、次のページに書いております。ほぼ

前段までの説明と同じ説明になるかと思えます。16条までが指定管理者に係る手続等の規定でございます。17条に開館時間を規定しております。9時半から午後5時半までということでございます。その他利用の承認不承認等がございます、30条まで、あと附則を定めているところでございます。31条が規則の委任ということになっております。

最後のページに、別表第1の方につきましては常設展、特別展の1人1回当たりの料金が、これも右側と比べていただければわかりますが、現行と同じ額で規定しております。別表第2は、新たに利用料を定めたものでございます。

以上でございます。

櫻井委員長 説明が終わりました。御意見、御質問ございますでしょうか。

いかがでしょうか。これもほぼ流れは同じでよろしいですか。

それでは、ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第39号 新宿区立新宿歴史博物館条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第39号は原案のとおり決定いたしました。

議案第40号 新宿区立林芙美子記念館条例の一部を改正する条例について

櫻井委員長 次に、「日程第9 議案第40号 新宿区立林芙美子記念館条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

では、議案第40号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 「議案第40号 新宿区立林芙美子記念館条例の一部を改正する条例について」を御説明いたします。

同じように、議案概要について御覧いただきたいと思えます。

地方自治法の規定に基づき、林芙美子記念館の管理を、財団を予定しておりますが、指定管理者に行わせるとともに利用料金制を導入するものです。

主な改正内容は、今までの説明と同じでございます。利用料金につきましては、現行の使用料の額を上限として、指定管理者が区の承認を受けて定めるものでございます。

この条例につきましては、入館料だけが利用料ということになってまいります。屋内の施設については、特に新規にということはありませんので、この辺が前の条例等と変わっているところでございます。

条例の本文は特に大きな変更点はございません。

新旧対照表でございます。設置の方はそのまま、名称、位置以降について削除し、変更・改正をしているところでございます。16条ですが、この新旧対照表の2枚目の方ですが、16条には開館時間が書いてあります。これは午前10時から午後4時半までということになっております。これも現行条例では規則に委任しているところを、ここに条例事項として規定しているものでございます。

最後のところは附則でございます。ここは同じ書き方で、別表の料金関係でございますが、19条に使用料金の決定等の規定がございます。それを受けて表の中で個人利用、1回1人当たりの額をそれぞれ定めているところでございます。これも現行の利用料と変更はございません。

以上でございます。

櫻井委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

よろしいでしょうか。

では、御意見、御質問がなければ、「議案第40号 新宿区立林芙美子記念館条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第40号は原案のとおり決定いたしました。

議案第41号 平成17年度新宿区一般会計補正予算（第1号）について

櫻井委員長 次に、「日程第10 議案第41号 平成17年度新宿区一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

教育長。

教育長 「日程第10 議案第41号 平成17年度新宿区一般会計補正予算（第1号）について」は、平成17年第2回区議会定例会で審議を予定している案件で、区長の公正、円滑な区政執行を確保する観点から、非公開による審議をお願いしたいと思います。

櫻井委員長 ただいま、教育長から非公開による会議の発議がありました。

「日程第10 議案第41号 平成17年度新宿区一般会計補正予算（第1号）について」を非公開により審議することに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

〔「議案第41号 平成17年度新宿区一般会計補正予算（第1号）について」は秘密会で行うことの議決があったため、別途議事録を調製する。〕

櫻井委員長 何か教育政策課長、訂正があるように伺いましたが。

教育政策課長 先ほどの新旧対照表の、社会教育会館の訂正をしたいと思います。

櫻井委員長 まだ傍聴の方がいらっしゃいますね。

それではどうぞ、訂正をお願いします。

教育政策課長 すみません、ちょっと資料がまだ来ていないものですから。

櫻井委員長 まだ出てこない。では、後回しにしますか。

とりあえず、議事は一旦、中止ということで、よろしいでしょうか。

報告 1 平成 17 年度新宿区立小・中学校等児童生徒数について

報告 2 平成 17 年度新宿区立幼稚園園児数について

櫻井委員長 では、報告を先に受けたいと思います。

報告 1 及び報告 2 を一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局からお願いいたします。

学校運営課長、どうぞ。

学校運営課長 平成 17 年度新宿区立小・中学校等児童生徒数について及び新宿区立幼稚園園児数について御報告いたします。

お手元の資料の方で、先に小・中学校の児童生徒数、5月1日現在の数字を御説明いたします。

小学校の児童数が、トータルで普通教室 8,047 名。前年同期に比較して 113 名の増でございます。学級数が 277、前年同期に比較して 1 学級の減でございます。

中学校の方は、普通教室の生徒数が 2,922、前年同期と比較して 127 名の減でございます。学級数は普通教室が 90 で、前年同期から 5 学級の減でございます。これは、4 中学校を 2 中学校に統合した結果、大きく学級数が減っているものでございます。

心身障害学級の方ですが、小学校の学級数が 20 で、前年に対して 1 学級の減です。児童数が 73 で 7 名の減です。中学校の方は 7 学級で前年と同じ、生徒数は 25 名で 1 名の減でございます。

なお、情緒障害の通級学級の方は、天神小学校の学級が 2 学級ふえて、通級学級に通っている児童、普通教室に本籍を置いておりますが、36 名で前年よりも 11 名増となっております。

大久保小に設置しました日本語学級の方は、学級数が 2 と変わらず、児童数は 39 で前年比

3名の増です。

トータルとしまして、表の右側の中央に書いております小学生の総数は8,120、前年に対し106名の増。学級数は299、2学級の減。中学生は2,947で128名の減。学級数は97で5学級の減でございます。

なお、上の小学校の網掛けとなっております、18番、戸塚第一小学校の2年生につきましては77名ですが、学級維持制度を適用して3学級で運営しております。

引き続き、幼稚園の園児数について御報告いたします。同じく5月1日現在です。

幼稚園の総数は、前年まで30園で、5園が休園でございましたが、今年度は天神幼稚園を前年度末に廃園してございますので、合計29園で、休園が4園でございます。休学級につきましては網掛けの、ちょっと休園も網掛けなので見づらいんですが、四谷第四幼稚園が5歳児で休学級、落合第一幼稚園が4歳児で休学級、落合第五幼稚園が5歳児で、第六幼稚園が4歳児で、それぞれ休学級となっております。なお、特例として、四谷第三幼稚園と第四幼稚園ですが、4歳児、10名ずつで学級編制をしてございますが、従来からの基準ですと12名以上で初めて4歳児の学級で編制するところを、四谷の幼保園が19年4月にオープンするという関係から、この2つの幼稚園はぜひ存続させてほしいという地域の要望もあり、ここは12名の基準には満たないところですが、今年度学級を開設してございます。

全体の数字でございますが、3歳児は合計で13園13学級、これは昨年と変わらず。園児数は217名で、前年同期に対し12名の増です。4歳児は25園で482名。前年同期が512名ですので30名の減でございます。5歳児は25園で552名、前年に比較して36名の増でございます。5歳児の学級数は、前年に対して2学級の減でございます。合計で63学級、前年に対し2学級の減でございます。園児数が1,251で、前年に対し18名の増でございます。

定員充足率ですが、1,251名の園児を定数の1,721で割りますと72.7%。前年が69.7%でございましたので、3%の増でございます。

大変雑駁ですが、小・中学校の児童生徒数と幼稚園の園児数についての御報告といたします。

櫻井委員長 はい、ありがとうございました。

では、報告1について、御質疑、御質問のある方はお願いいたします。

いかがでしょうか。小・中学校児童生徒数です。

はい、熊谷委員、どうぞ。

熊谷委員 先ほどの御報告では、小学校の児童数が100名余ふえているという御報告をして

いただいたんですけれども、全体でも8,000人程度のところで100名の増というのは、かなり私は多いかなというような気がしているんですけれども、経年の増減がちょっと私、頭に入っていないのでわからないんですけれども、100数名というのは多いんでしょうか、あるいはそれほど多いとは見なくていいのか。それと、もし多いとすれば、多少どの地域とか、あるいはどういう理由でとかという、そういう分析はされているんでしょうか。それをちょっとお聞きしたいんですけれども。

櫻井委員長 学校運営課長。

学校運営課長 最初に増減の関係ですが、平成16年度の小学校の6年生が1,270名ほどでございました。こちらが卒業しまして、それに対し今年度の新生が1,357名と。これだけで相当学齢児の人口が違っておりましたので、小学校はそういう増となっております。

それと、御質問にはございませんでしたが、中学校の方は、去年の3年生が1,000人を超える数が卒業し、ことしの中学1年生は900名ですので、今度は大きな差がついて中学生は減でございます。

現在の学齢児の人口推計でございますが、このたびの小学校の新1年生は、これまで三、四年ほどさかのぼった数字と比較しましてもぐっと多い数となっております。来年はそこよりもちょっと少ないのですが、再来年はまたふえて、それからまたその次は減ってと、大方、今回の新1年生の規模と前後した数で推移しますので、小学生は微減の傾向になるのかなと考えております。

櫻井委員長 いかがですか。

熊谷委員 新宿区全体の人口の推移とか、あるいは転出転入とか、あるいは出生率とか、いろいろもう少し科学的な分析をされて、それでそれに基づいていろいろ考えていくと、大変私たちにとっても物事は考えやすいんですけれども、単に傾向としてふえたり減ったりということよりも、できればそういう分析を、まあなさっているのかもしれないんですけれども、他の部局ともある程度相談されて、もう少し詳しく分析していただけたらというふうに思いますし、それがないと、なかなか統廃合の問題とか再配置の問題とか、それから適正なクラスの数とかそういうことについても、何かもう少し詰めた議論ができるんじゃないかなと思いますので、私は十分大切なことだと思いますので、分析はされているんでしょうけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

櫻井委員長 転出転入というのは、そんなにつかめるものなんですか。



学校運営課長 転出転入の方は、それほどはっきりした傾向がつかめるわけではございませんが、統計局の方から、人口ピラミッドと言われているものの新宿区版の統計の提供も受けてございまして、それによりますと、何十年か前はピラミッド型だったものが、現在は全国的にそうなんです、つぼ型といいまして、真ん中が膨らんで下がこう足のように細くなっている。新宿は特にその傾向が顕著ですが、一番低年齢の足の部分の幅は、大方一定の状態が現在は推移しております。

転出入や新たな大きな建設計画の開発につきましては、私どもも日ごろからアンテナを張っておりますので、特に開発関係については、今後の学齡児の推移の参考にしていこうと考えております。

櫻井委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。

では、ほかに御質問がなければ、報告2についてに移りたいと思います。

報告2、幼稚園園児数ですが、これはいかがでしょう。よろしいですか。

それでは議事を再開しますが、先ほどのはいかがでしょう。

しばし待てでしょうか。

教育政策課長 すみません。先ほどの社会教育会館の新旧対照表と、それから条例本文についても、ちょっと修正がございますので、訂正をさせていただきたいと思います。今、机の上に御配付させていただいております38号議案の条例案と新旧対照表の修正をさせていただきます。

お手元に、全文を修正して差しかえていただきたいと思います、条例案につきましては5枚目でございます。別表第2が従前19条関係となっておりますが、これは17条関係、つまり休館日を定めた17条関係の別表でございます。したがって、ここを17条に修正させていただきました。

それから、別表関係につきましては、先ほど熊谷委員から御指摘をいただきました別表第2の5条関係、旧といたしますか現行条例の5条関係の料金表を使用料等をつけ加えて、右側のページまで続いております。したがって、これは全文差しかえをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。大変申しわけございませんでした。よろしく願いいたします。

櫻井委員長 これで熊谷委員も御満足したようです。これに関しては別によろしゅうございますか。いいですね。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 これでは議事は終了します。

では、本日の日程で報告3、その他というのは何かございますか。

教育政策課長 ありません。

それでは、報告事項は以上で終了といたします。

閉 会

櫻井委員長 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

午後 4時06分閉会